（削る）	（削る）	
（略）		
第三十二条第二項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第三十二条第三項	検査しなければならない。	検査しなければならない。ただし、第四十一条の九において準用する第一項ただし書の場合は、この限りでない。
（略）		

（除染特別地域等における特例）

第四十一条の十　（略）

2　除染特別地域等において事故由来廃棄物等の処分の業務を行う場合における前条において準用する第二十八条、第三十一条、第三十二条、第三十三条第二項（第三十五条第二項において準用する場合に限る。）、第三十五条第一項及び第三十七条（第四項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）		
第三十一条第二項及び第五項、第三十二条第二項及び第四項並びに第三十五条第一項	別表第三に掲げる限度の十分の一	別表第三に掲げる限度

（加工施設等における作業規程）

第四十一条の十一　（略）

2　事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について、関係労働者（同項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、関係労働者及び当該請負人）に周知させなければならない。

（原子炉施設における作業規程）

第四十一条の十二　（略）

2　事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について、関係労働者（同項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、関係労働者及び当該請負人）に周知させなければならない。

		労働者とその放射性物質との間に、その飛沫又は粉末が労働者の身体又は衣服、履物、作業衣、保護具等身体に装着している物（以下「装具」という。）に付着しないようにするため板、幕等の設備を設けなければならない。
（略）		
第三十二条第二項	（略）	（略）
（新設）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）		

（除染特別地域等における特例）

第四十一条の十　（略）

2　除染特別地域等において事故由来廃棄物等の処分の業務を行う場合における前条において準用する第二十八条、第三十一条、第三十二条、第三十三条第二項（第三十五条第二項において準用する場合に限る。）、第三十五条第一項及び第三十七条（第四項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）		
第三十一条第二項、第三十二条第二項及び第三十五条第一項	別表第三に掲げる限度の十分の一	別表第三に掲げる限度

（加工施設等における作業規程）

第四十一条の十一　（略）

2　事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

（原子炉施設における作業規程）

第四十一条の十二　（略）

2　事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。